

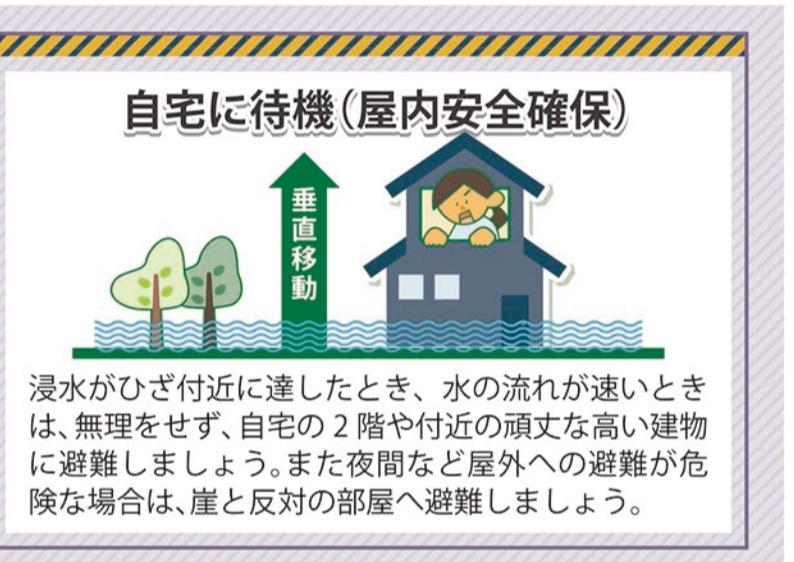
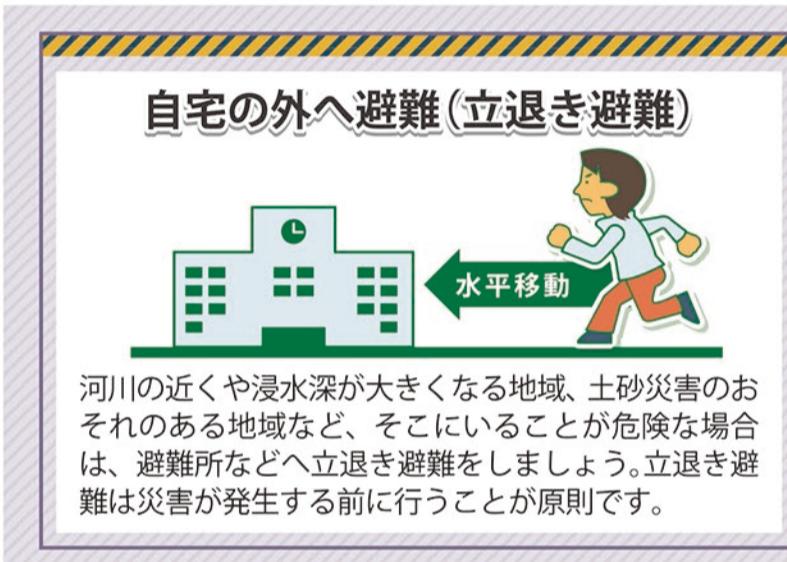
避難行動とは

■『避難』の考え方 ~避難とは安全を確保することです~

内閣府(防災担当)によれば、「避難とは難を避けること、つまり安全を確保すること」であるとされています。例えば大雨が降っていても、住居が川から十分に離れていたり、高層に居住していたりして安全な場所にいる方は、避難所や親戚・知人宅等に避難する必要はありません。

大雨が降る最中の外出はかえって危険となる場合があり、また住居が水に浸かったとしても、2階建ての住居等で水が引くまで飲料水、非常食、携帯トイレ等の備えと共に安全に過ごすことが可能であれば、屋内で過ごす場所を変えることも避難であると考えられます。

一方で、住居の階層に達する深い浸水が想定される地域や、家屋が川の速い流れによって倒壊したり、地面が削られて崩落するおそれがある地域(家屋倒壊等氾濫想定区域)では、大雨の際に屋内では安全を確保することができません。同じく、土砂災害も建物や生命または身体への被害につながりやすいため、原則として自宅から離れた安全な場所へと早期に移動する必要があります。

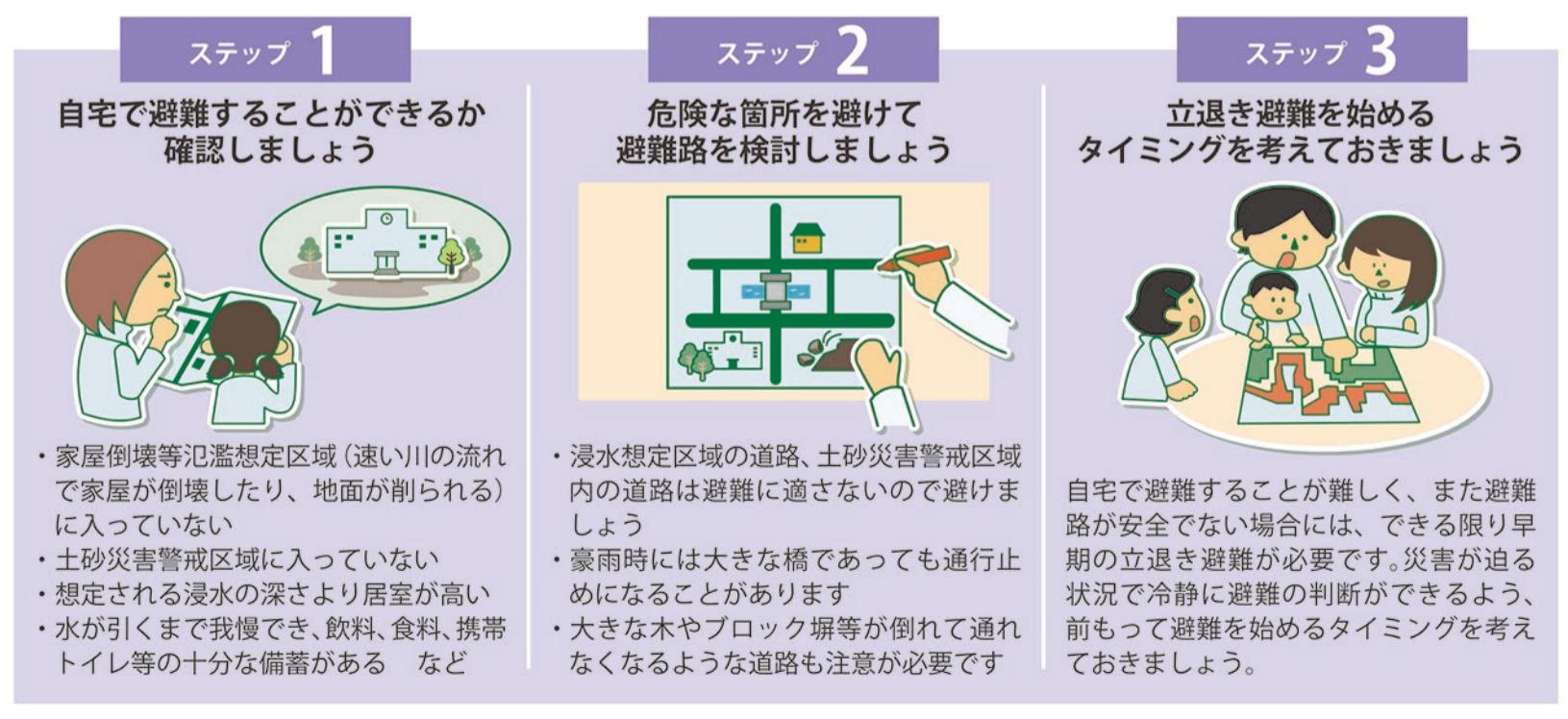


■避難のしかたを考えましょう ~より安全な避難の方法を考えましょう~

自宅で避難する「屋内安全確保」は、十分な備蓄品を準備したり、家財の配置を変えたりすることで避難の安全性を高めることができます。

一方で、自宅の外へ避難する「立退き避難」は、道路が冠水する、土砂で埋もれる、橋が通行できなくなる等、災害の規模が大きくなるほど、避難のタイミングが遅れるほど避難が難しくなります。

実際に災害が起きた場合を想定し、自宅でも避難することができるか、また立ち退く場合の安全な経路を確認することで、より安全な避難の方法を考えることができます。



■避難指示等の種類と、市民の皆さまの対応

市民の皆さまが速やかに避難行動を開始することができるよう、自治体は避難指示等を発令します。避難指示等には災害の発生状況や緊急性に応じて「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」がありますので、大田原市から避難指示等が発令された場合には、速やかにその種類に応じた安全を確保するための行動を開始してください。

緊急安全確保
災害発生又は切迫

避難指示
災害のおそれ高い

高齢者等避難
災害のおそれあり

命の危険 直ちに安全確保!

- 安全な避難ができずに命が危険な状況です。直ちに身の安全を確保してください。
- 緊急安全確保は必ず発令される情報ではないため、発令を待たずに身の安全を確保してください!

危険な場所から全員避難

- 非常持ち出し品を持って立退き避難をする。
- 立退き避難をすることが、かえって危険と判断される場合には、屋内で安全を確保する。

危険な場所から高齢者等は避難

- 高齢者等(障がい者や高齢者で避難行動が困難な方と、その支援者)は危険な場所から避難をする。
- 高齢者以外の方も、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。

■自らの命を守る「自主避難」の重要性について

自治体の避難指示等は、収集した情報に基づいて発令するため、局地的に災害が発生していたり、短い時間で災害が発生した場合に発令が間に合わないことがあります。多くの場合、防災に関する気象警報は避難指示等の発令よりも先に発表されています。

気象警報が発表されている状況では、屋外の様子に注意するのとあわせて、キキクル(危険度分布)等を活用して情報収集に努め、避難の必要性を感じた場合にはリュックや運動靴など動きやすい服装に着替えて、自治体の指示を待たずに自主的に安全な場所へと避難する「自主避難」を検討ください。

- 自主避難の際には、避難先での不便さを避けることができるよう、非常時持ち出し品のほかにも、必要な食料や飲み物、日用品等を持参できるようにしましょう。
- 災害のおそれのある地域にお住まいの方や、避難に時間を要する方には、自主避難の重要性は更に高まります。
- 十分な余裕をもって自主避難を開始することは、財産を守ることにもつながります。